

○常磐大学自治会会則

1986年7月10日

自治会

改正 2022年9月7日

第1章 名称

第1条 本会は常磐大学自治会と称し、本部を常磐大学自治会室内に置く。

第2章 会員

第2条 本学に在籍する学生を本会の会員とする。

第3条 会員は定められた会費を指定の期日までに納めることとする。

第3章 目的

第4条 本会の目的は次の通りとする。

- 1 常磐大学における学生生活の充実と向上を図る。
- 2 会員相互の親睦と理解を深める。

第4章 構成

第5条 本会は本学の会員および会員により組織される学生団体によって構成される。

第6条 学生団体は以下の通りとし、各学生団体はサークル憲章により組織される。

1 体育会

本学を代表して活動する体育会系の学生団体で構成する。

本会は、体育会会則にのっとり活動する。

2 文化連合

本学を代表して活動する文化系の学生団体で構成する。

本会は、文化連合規約にのっとり活動する。

3 コミュニティサービス連合

本学を代表して活動するボランティア系の学生団体で構成する。

本会は、コミュニティサービス連合規約にのっとり活動する。

4 同好会

体育会、文化連合およびコミュニティサービス連合に属さない学生団体で構成する。

本会は、定められた規約にのっとり運営する。

5 愛好会

体育会、文化連合、コミュニティサービス連合および同好会に属さない学生団体で構成する。

第5章 機関

第7条 本会の機関として学生総会・評議会・執行部・運営委員会を設ける。必要と認められる補助機関は、本会則に従って定めることができる。

第6章 学生総会

第8条 学生総会は最終議決権を有する。

第9条 学生総会は会員をもって構成される。

第10条 学生総会は、執行部または会員の3分の2以上の要求によって招集される。

第11条 学生総会の招集は、開催10日前までに、総会の目的である議案・日時・場所を記載した書面により会員に告示しなければならない。

第12条 学生総会の議案は、評議会によって作成される。

第13条 学生総会の成立は次のいずれかの条件を満たした場合とする。

1 会員の2分の1の出席

2 会員の委任状数と出席者総数の合計が会員の2分の1以上

ただし、定数に満たない場合は、前回と同議題による次の学生総会においては、この限りではない。

第14条 議事は出席者の3分の2以上をもって決する。

第15条 学生総会の開催が不可能な場合は評議会をもって学生総会にかえることができる。

第16条 議長は、立候補もしくは推薦により選出され、総会の成立に関する決定権を有する。

第7章 評議会

第17条 評議会は、本会の最高執行機関とする。

第18条 評議会は、愛好会以外の各学生団体の代表者および希望する会員によって構成する。

第19条 原則として同時に2つ以上の学生団体の代表者になることはできない。

第20条 評議会は執行部によって召集される。

第21条 評議会の成立は、執行部が開催可能と認め、出席者の同意の下に議長が判断する。

第22条 議事は出席者の過半数をもって決する。

第23条 議長は、立候補もしくは推薦によって選出される。

第8章 執行部

第24条 執行部は本会の会務を処理する。

第25条 執行部は学生総会において承認を受けた執行委員によって構成する。

第26条 執行部は次の委員をもって構成される。

- 1 会長 1名
- 2 副会長 1名
- 3 幹事 若干名
- 4 局長 数名

第27条 執行委員の選出は、選挙・公募等によって選出し、学生総会の承認をもって正式に許可される。

第28条 各執行委員は次の任務を行う。

- 1 会長は本会を代表し、会務を総括する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時は、その任務を代行する。
- 3 幹事は会長等を助け、自治会の職務について分担・整理する。

4 局長は各局の仕事を統括する。

第29条 執行部は総務・渉外・会計・広報・企画等の本会則に従って定められた各局の仕事を統括する。

第30条 体育会、文化連合、コミュニティサービス連合および同好会に属する学生団体の代表者は原則として執行委員になることはできない。

第31条 執行部は次の任務を行う。

- 1 評議会・学生総会の議決の執行
- 2 評議会に提出する議案の作成
- 3 その他 学生行事の運営等

第32条 執行委員の任期は特別な場合を除き6月より翌年の5月までとし再任は特にこれを妨げない。

第33条 執行委員に、本会則に関する違反または本会の品位を著しく傷つける行為のあった場合、評議会の議を経て、当該役員を罷免することができる。

第9章 運営委員会

第34条 本会の運営に関する事務を処理するため執行部の下に運営委員会を置く。委員会には卒業準備委員会、選挙管理委員会、ときわ祭実行委員会、会計監査委員会、常磐プロデュース委員会等がある。

第35条 運営委員会は必要に応じて執行部に召集される。

第36条 運営委員会の構成員は学生団体に所属することを防げない。

第10章 会計

第37条 本会の会計は学生総会の議決により執行部がこれを処理する。

第38条 本会の経費は会計およびその他の収入をもってこれにあてる。

第39条 本会の会計監査は会計監査委員会が行った後、学生総会において報告する。

第 1 1 章 細則

第 4 0 条 本会則は学生総会で出席者総数の 3 分の 2 以上の賛成をもって改正することができる。

第 4 1 条 本会則の執行のため別に細則を定めることができる。

第 4 2 条 学生団体の設立、昇格、降格については、別に細則を定めるものとする。ただし、特例として定員 5 名以下であっても過去 3 年以内に関東大会以上に出場実績のある者は団体として認める。

附 則

- 1 本会則は1986年 6 月 20 日より施行される。
- 2 本改正会則は1991年 4 月 1 日より施行される。
- 3 本改正会則は1995年 6 月 21 日より施行される。
- 4 本改正会則は2000年 6 月 23 日より執行される。
- 5 本改正会則は2005年 7 月 6 日より施行される。
- 6 本改正会則は2010年 12 月 21 日より施行される。
- 7 本改正会則は2022年 9 月 7 日より施行される。